

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する規定を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利

用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の13の項中「法別表第1の27の項に掲げる事務」を「法別表の27の項に掲げる事務」に改める。

別表第2第1項の表中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

別表第3の4の項中「法別表第2の38の項に掲げる事務」を「法別表の27の項に掲げる事務」に改める。

第2条 青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項中「法別表の27の項に掲げる事務」を「法別表の40の項に掲げる事務」に改める。

別表第3の4の項中「法別表の27の項に掲げる事務」を「法別表の40の項に掲げる事務」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から、第2条の規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第10号に規定する政令で定める日から施行する。

(調整規定)

- 2 第2条の規定の施行の日が第1条の規定の施行の前日である場合には、第2条のうち別表第1の改正規定中「法別表の27の項に掲げる事務」とあるのは「法別表第1の27の項に掲げる事務」と、「法別表の40の項に掲げる事務」とあるのは「法別表第1の40の項に掲げる事務」とする。
- 3 前項の場合において、第2条のうち別表第3の改正規定中「法別表の

27の項に掲げる事務」とあるのは「法別表第2の38の項に掲げる事務」と、「法別表の40の項に掲げる事務」とあるのは「法別表第2の51の項に掲げる事務」とする。

- 4 第2項の場合において、第1条の改正規定中「法別表第1の27の項に掲げる事務」とあるのは「法別表第1の40の項に掲げる事務」と、「法別表の27の項に掲げる事務」とあるのは「法別表の40の項に掲げる事務」と、「法別表第2の38の項に掲げる事務」とあるのは「法別表第2の51の項に掲げる事務」と、「法別表の27の項に掲げる事務」とあるのは「法別表の40の項に掲げる事務」とする。